

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案

(恩給法の特例に関する件の一一部改正)

第一条 恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号)の一部を次のように改正する。

第七条及び第八条を次のように改める。

第七条及第八条 削除

(恩給法の特例に関する件の効力)

第二条 恩給法の特例に関する件は、昭和二十八年三月三十一日まで、法律としての効力を有するものとする。

(恩給法特例制度審議会)

第三条 恩給法の特例に関する件第一条の軍人軍属又はその遺族たる

に因る恩給に関する重要事項を調査審議させるため、總理府の附屬機関として恩給法特例制度審議会を置く。

2 前項の恩給法特例制度審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員について、同項に定めるものを除く外、政令で定める。

附 則

1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

2 この法律施行の際改正前の恩給法の特例に関する件第八条第一項又は第二項の規定により恩給を受ける資格又は権利を失つている者は、他の法令に特別の定のある場合を除く外、この法律施行の日ににおいて、その資格又は権利を取得する。この場合において必要な事

項は、政令で定める。

- 3 この法律施行前に改正前の恩給法の特別に關する件第八条第一項に規定する事由に該当した者のうち禁錮以上の刑に相当する刑に処せられた者は、前項の規定にかかわらず、その者が恩給法（大正十二年法律第四十八号）第九条第一項第二号若しくは第二項、第四十一条第四号、第五十一条第一項第二号、第五十八条ノ二又は第七十七条に規定する事由に該当したものとみなし、その者の恩給を受ける資格又は権利については、それぞれ同法第九条、第四十一条、第五十一条第一項、第五十八条ノ二又は第七十七条の規定を準用する。
- 4 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中

| | |
|-----------------------|---|
| 恩 給 審 査 会 | 恩 給 法 （大正十 八年法律第 四十八号） の規定に基 き恩 給に關する事 項 |
|-----------------------|---|

二年法律第四十八号の規定に基き恩
給に關する事項を審査すること。

会

恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定に基き恩
給に關する事項を審査すること。

恩
給
審
査
会

恩給法特例制度審
査

裏面白紙

20

説

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律（昭和二十七年法律第号一）の規定に基き軍人軍属又はその遺族たるに因る恩給に関する重要事項を調査審議すること。

に改

める。

理由

ホツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く恩給法の特例に関する件は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日以後も昭和二十八年三月三十一日まで法律としての効力を有するものとするとともに、同令によつて制限されている軍人軍属及びその遺族の恩給に関する事項を調査審議させるため、総理府の附属機関として審議会を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。